

規制の事前評価書

法令案の名称：電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：鉄塔等提供事業者の土地等の利用に関する認定制度の創設

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

評価実施時期：令和7年3月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・鉄塔等提供事業者（基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う者）が、総務大臣の認定を受けた場合には、土地収用法の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用権の設定等を受ける権利（公益事業特権）の付与を受けることができることとする。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・携帯電話等の移動通信サービスでは、不採算地域を含む広大な地域に相当多数の基地局の設置が必要であり、特に5Gの導入の際にはこれまで以上に基地局をちゅう密に設置していくことになるが、携帯電話事業者がこれらの基地局を設置するための全ての鉄塔等を自ら整備した場合には膨大な費用を要することとなる。
- ・これに対して、近年では、携帯電話事業者が自ら鉄塔等を設置するのではなく、他者保有の鉄塔等の共用によって基地局を開設する形態が拡大しており、不採算地域を含めて効率的に基地局を設置しエリアカバーを図るためには、こうした他者保有の鉄塔等の共用を促進していくことが重要となる。
- ・電気通信事業法においては、電気通信事業の公益性に鑑み、総務大臣の認定を受けた事業者（認定電気通信事業者）に対して、公益事業特権を付与しているが、携帯電話事業者に対して基地局用の鉄塔等の提供を行う鉄塔等提供事業者は、この対象外であり、鉄塔等の整備に当たって土地等の使用権の設定等が進まず、鉄塔等提供事業者による基地局用の鉄塔等の円滑な整備に支障が生じている。
- ・そこで、鉄塔等提供事業者についても、現行制度における認定電気通信事業者と同様に、総務大臣の認定を受けた場合には、公益事業特権の付与を受けることができることとする必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・鉄塔等提供事業者について、総務大臣の認定を受けた場合には、公益事業特権の付与を受けることができることとする。ただし、公益事業特権による土地等の私権の制限は、電気通信事業の公益性を理由に認められるものであり、整備される鉄塔等が携帯電話事業者に対して適正かつ公平に提供されることを担保するために、
 - ① 認定の審査に当たって、鉄塔等提供事業の適正性を審査するために、事業計画書、鉄塔等提供役務の提供の業務に関する規程を提出させるほか、
 - ② 認定を受けた鉄塔等提供事業者に対して、携帯電話事業者から鉄塔等の提供に関する契約の申入れを受けた場合の応諾義務を課すこととするなど、必要な規定を整備する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した ■ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 鉄塔等の円滑な整備については、電気通信事業法における公益事業特権を行使できる認定電気通信事業者の委託により鉄塔等提供事業者が行う方法も考えられるが、鉄塔等提供事業者自らが公益事業特権を行使し得る地位を有していないため、鉄塔等の設置に係る土地等の使用権の設定に係る協議が停滞するおそれがあることから、鉄塔等の円滑な整備の促進のためには、鉄塔等提供事業者について、総務大臣の認定を受けた場合に、公益事業特権の付与を受けることができることとすることが適当である。

<その他非規制手段の検討状況>

■ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 鉄塔等提供事業を営むに当たり、電気通信事業法における規制は存在しないところ、電気通信事業法における公益事業特権を行使できる認定電気通信事業者の委託により鉄塔等提供事業者が鉄塔等を整備する方法も考えられるが、鉄塔等の整備に当たって鉄塔等提供事業者自らが公益事業特権を行使し得る地位を有していないため、当該整備が停滞するおそれがあることから、適当ではない。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 鉄塔等提供事業者による鉄塔等の整備が円滑化されることにより、より効率的な携帯電話のエリアカバーの確保が促進されることが期待される。
- ・ 本制度が鉄塔等提供事業の円滑化や携帯電話のエリアカバーの確保にどの程度寄与したのかを定量的に把握することは困難であるが、事後評価の際には、総務大臣の認定を受けた鉄塔等提供事業者により整備された鉄塔等の数などにより検証を行うこととする。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 認定の申請及び、鉄塔等提供事業の適正性の審査に際して必要となる事業計画書等の作成に係る費用が発生し、以下のとおり、全体で約 160 万円と推計できるが、遵守費用は限定的である。

鉄塔等提供事業者から公益事業特権を行使し得る地位に係る認定の申請に関する費用は、164,920 円/件である。仮に申請を行う鉄塔等提供事業者を 1 年当たり 10 社と仮定すると、全体における申請に要する費用

は1,649,200円である。

2,660円（担当者時給※）×1時間（申請様式への記載に要する時間）×2人（実際に作業を行うと考えられる人数）=5,320円

2,660円（担当者時給※）×10時間（申請に係る事業計画の作成に要する時間）×3人（実際に作業を行うと考えられる人数）=79,800円

2,660円（担当者時給※）×10時間（申請に係る鉄塔等提供業務規程の作成に要する時間）×3人（実際に作業を行うと考えられる人数）=79,800円

※4,595,000円（令和5年分民間給与実態統計調査（国税庁）の平均給与額（年間））÷1,726時間（令和5年労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間数）≒2,660円

<行政費用>

- ・総務大臣に対して、鉄塔等提供事業者から公益事業特権を行使し得る地位に係る認定の申請があった場合には、当該認定の審査を行うための行政費用が新たに発生することとなるが、当該行政費用は約20万円/年と推計され、限定的である。

3,310円（担当者時給※）×2時間（1件当たりの対応に要する費用）×3人（担当者の人数）×10（1年間に申請を行う鉄塔等提供事業者数）=198,600円

※6,666,248円（国家公務員における給与（令和6年版）（内閣人事局））÷2,015時間（7.75時間×5日×52週）≒3,310円

<その他の負担>

- ・現時点で想定されるその他の負担はない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・既存の電気通信事業者では土地等を借り入れられるものが、鉄塔等提供事業者は認定電気通信事業者ではなく公益事業特権を有しないため借り入れることができないケースが生じている。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会 公正競争ワーキンググループ（令和6年3月14日開催）

<関連する会合の議事録の公表>

・https://www.soumu.go.jp/main_content/000951419.pdf

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・ 施行後3年を目途として改正法の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。